

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 11 月 12 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500688号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500162号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年2月28日から同年7月1日に訂正し、同年2月から同年6月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和56年2月28日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年2月28日から同年7月1日まで

A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間に勤務していたのは、「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」で確認できる。

また、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録において、請求者のA社における離職日が昭和56年6月30日と記録されていることから、請求者が請求期間に同社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿により、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、昭和56年7月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和56年2月28日)の後の昭和57年1月6日付けで昭和56年2月28日に遡って記録を訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、上記事業所別被保険者名簿によると、請求者と同様に昭和57年1月6日付けで、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和56年7月1日から同年2月28日に遡って訂正された被保険者が6人確認でき、被保険者記録を遡って取り消された被保険者が二人確認できる上、同社に係る商業登記簿謄本では、同社は請求期間において法人として登記されていることが確認でき、かつ、従業員5人以上の雇用保険の加入記録が確認できることから、同社は、同年6月30日まで厚生年金保険法の定める適用事業所としての要件を満たしていたも

のと判断される。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿の欄外には、昭和56年9月における同社担当者との連絡状況及び保険料納付についての記述が確認できることから、同社が社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って請求者について、昭和56年2月28日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社における資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である昭和56年7月1日であると認められる。

また、昭和56年2月から同年6月までの標準報酬月額については、請求者のA社における同年1月の厚生年金保険の記録から、16万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500745号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500163号

第1 結論

請求者のA医院における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成19年8月1日から同年7月16日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成19年7月16日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月16日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年7月16日から同年8月1日まで

A医院に医療事務兼助手として勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。当該期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたことが分かる給料支払明細書を提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA医院から提出された給料支払明細書により、請求者が請求期間に同医院に勤務していたことが確認できる。

また、A医院の事業主は、厚生年金保険料の給与からの控除方法について翌月控除である旨陳述しているところ、請求者から提出された平成19年8月分の給料支払明細書により、請求期間に係る標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料1万6,106円が控除されていることが認められる。

なお、請求期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年7月16日から同年8月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年7月16日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500529号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500165号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日、同年12月7日及び平成18年7月31日の標準賞与額を訂正することが必要である。平成15年7月23日の標準賞与額は6万2,000円、同年12月3日の標準賞与額は8万円、平成16年7月26日の標準賞与額は12万円、同年12月7日の標準賞与額は17万8,000円、平成18年7月31日の標準賞与額は17万5,000円とする。

平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日、同年12月7日及び平成18年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日、同年12月7日及び平成18年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成18年7月31日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑥までの期間の厚生年金保険の賞与の記録がない。当該期間に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間①から⑥までの標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④まで及び⑥については、請求者の取引銀行から提出された「普通・貯蓄預

金補助元帳」、「預金元帳」及び請求者から提出された普通預金通帳の写しにより、請求者は、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、A社の経理・社会保険事務担当責任者は、賞与が振込みにより支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていると陳述している。

さらに、複数の同僚から提出された請求期間①から④まで及び⑥に係る賞与支給明細書により、いずれも請求期間当時の厚生年金保険料率に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者は請求期間①において標準賞与額（6万2,000円）、請求期間②において標準賞与額（8万円）、請求期間③において標準賞与額（12万円）、請求期間④において標準賞与額（17万8,000円）、請求期間⑥において標準賞与額（17万5,000円）に基づく厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から④まで及び⑥の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、経理・社会保険事務担当責任者は、賞与支払届の届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①から④まで及び⑥に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤については、前述の「普通・貯蓄預金補助元帳」及び「預金元帳」により賞与の振込みは確認できない。

また、経理・社会保険事務担当責任者は、賞与について、請求期間当時は経営が苦しかったので全員に支給していたわけではなかった旨陳述している上、請求者に係る賞与の支給を確認する賞与支給明細書及び賃金台帳がなく、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情がない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500563号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500166号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日、同年12月7日、平成17年7月7日及び平成18年7月31日の標準賞与額を訂正することが必要である。平成15年7月23日の標準賞与額は8万円、同年12月3日の標準賞与額は10万円、平成16年7月26日の標準賞与額は11万円、同年12月7日の標準賞与額は13万円、平成17年7月7日の標準賞与額は26万円、平成18年7月31日の標準賞与額は15万5,000円とする。

平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日、同年12月7日、平成17年7月7日及び平成18年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日、同年12月7日、平成17年7月7日及び平成18年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月7日
⑥ 平成18年7月31日

A社における請求期間①から⑥までの賞与に係る厚生年金保険の記録がない。請求期間①から⑥までについて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、請求期間①から⑥までの厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについては、請求者の取引銀行から提出された「普通・貯蓄預金補助元帳」及び「預金元帳」により、請求者は、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、A社の経理・社会保険事務担当責任者は、賞与が振込により支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていると陳述している。

さらに、複数の同僚から提出された請求期間①から⑥までに係る賞与支給明細書により、いずれも請求期間当時の厚生年金保険料率に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者は請求期間①において標準賞与額（8万円）、請求期間②において標準賞与額（10万円）、請求期間③において標準賞与額（11万円）、請求期間④において標準賞与額（13万円）、請求期間⑤において標準賞与額（26万円）、請求期間⑥において標準賞与額（15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から⑥までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、経理・社会保険事務担当責任者は、賞与支払届の届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500564号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500167号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日、同年12月7日、平成17年7月7日及び平成18年7月31日の標準賞与額を訂正することが必要である。平成15年7月23日及び同年12月3日の標準賞与額は8万円、平成16年7月26日及び同年12月7日の標準賞与額は12万円、平成17年7月7日の標準賞与額は10万円、平成18年7月31日の標準賞与額は15万5,000円とする。

平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日、同年12月7日、平成17年7月7日及び平成18年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日、同年12月7日、平成17年7月7日及び平成18年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月7日
⑥ 平成18年7月31日

A社における請求期間①から⑥までの賞与に係る厚生年金保険の記録がない。請求期間①から⑥までについて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、請求期間①から⑥までの厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについては、請求者の取引銀行から提出された「普通・貯蓄預金補助元帳」及び「預金元帳」により、請求者は、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、A社の経理・社会保険事務担当責任者は、賞与が振込みにより支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていると陳述している。

さらに、複数の同僚から提出された請求期間①から⑥までに係る賞与支給明細書により、いずれも請求期間当時の厚生年金保険料率に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者は請求期間①及び②において標準賞与額（8万円）、請求期間③及び④において標準賞与額（12万円）、請求期間⑤において標準賞与額（10万円）、請求期間⑥において標準賞与額（15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から⑥までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、経理・社会保険事務担当責任者は、賞与支払届の届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500459号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500169号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和60年1月21日、喪失年月日を昭和61年12月29日に訂正し、昭和60年1月から昭和61年11月までの標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

昭和60年1月21日から昭和61年12月29日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年1月21日から昭和61年12月29日まで

請求期間にA社において勤務した厚生年金保険の記録がない。「B」の名義で給与を受け取っていたが、実際に同社に勤務して、給与から厚生年金保険料を控除されていたのは自分なので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、Bの名義でA社に勤務していた旨主張しているところ、オンライン記録により、Bに係る厚生年金保険被保険者記録において、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、A社の事業主は、請求者は請求期間に勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除していた旨回答している。

さらに、A社の担当者は、請求者に係る厚生年金保険の加入手続について、「B」名で行ったものの、勤務していた者は請求者であり、「B」名で作成した関係書類は、全て実際に勤務していた請求者の分として作成したものであり、ほかに「B」という者を雇用したことはない旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、Bの厚生年金保険被保険者記録におけるA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、請求者の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和60年1月21日、喪失年月日は昭和61年12月29日であることが認められる。

なお、昭和60年1月から昭和61年11月までの標準報酬月額については、上記の記録から、34万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500625号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500051号

第1 結論

昭和46年*月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年*月から昭和55年3月まで

私たち夫婦は、昭和49年7月頃に市役所の男性が自宅に来たときに、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。請求期間の国民年金保険料は納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の妻は、昭和49年7月頃に自宅で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しており、その際に交付を受けたとする年金手帳の写しを提出しているが、その年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和55年3月頃に夫婦連番で払い出されたと推認でき、請求者の妻の主張と符合しない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に対して、上記記号番号とは別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、上記記号番号が払い出された時点では、昭和52年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、当時は第3回特例納付実施期間中(昭和53年7月から昭和55年6月まで)であるものの、請求者の妻は特例納付制度を利用して国民年金保険料を納付した記憶はないと陳述している。

加えて、請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500626号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500052号

第1 結論

昭和45年*月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和45年*月から昭和55年3月まで

私たち夫婦は、昭和49年7月頃に市役所の男性が自宅に来たときに、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。請求期間の国民年金保険料は納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和49年7月頃に自宅で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しており、その際に交付を受けたとする年金手帳の写しを提出しているが、その年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和55年3月頃に夫婦連番で払い出されたと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に対して、上記記号番号とは別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、上記記号番号が払い出された時点では、昭和52年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、当時は第3回特例納付実施期間中(昭和53年7月から昭和55年6月まで)であるものの、請求者は特例納付制度を利用して国民年金保険料を納付した記憶はないと陳述している。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500555号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500053号

第1 結論

昭和41年2月から昭和42年3月までの請求期間及び昭和43年4月から昭和52年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年2月から昭和42年3月まで
② 昭和43年4月から昭和52年12月まで

私は、昭和35年10月頃に国民年金の加入手続きを行い、市役所から送られてきた納付書で、昭和36年4月から請求期間も含めて、納期限に間に合うように金融機関で国民年金保険料を納付した記憶がある。請求期間が未納期間となっていることに納得できない。調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管する「附則4条納付者リスト」によると、請求者の請求期間①前の昭和36年4月から昭和41年1月までの期間に係る国民年金保険料(58か月分)については、第3回特例納付実施期間中である昭和55年5月20日に納付されていることが確認できることから、昭和35年10月頃に国民年金の加入手続きを行い、市役所から送られてきた納付書で、昭和36年4月から請求期間も含めて、納期限に間に合うように国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない。

また、特例納付制度は、主として被保険者等が国民年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間の保険料を納付することにより年金受給資格期間を確保する目的で実施されたものであるところ、請求者は、上記特例納付時点における保険料納付済期間及び60歳到達により被保険者資格を喪失する前月までの保険料納付可能期間の合計月数が242か月となることから、請求者は、最低限の年金受給資格期間(請求者の場合は300か月)を確保する目的で、上記58か月の特例納付を行ったと考えるのが自然であることから、請求期間①及び②の国民年金保険料については納付していないものと考えられる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500602号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500164号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成11年7月1日から平成14年7月31日まで

A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の記録がない。事業主から、融資又は補助金交付等において従業員の年金加入が必須である旨を聞いたので勤務期間中は厚生年金保険に加入していたはずであり、給与振込の銀行口座の写しを提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求期間のうち、平成12年6月21日から平成14年7月19日までの期間について、請求者は、A社に勤務していたことが確認できるが、同社の事業主は、請求者が請求期間に在籍していたとしているものの、在籍を確認できる資料の保存はない旨回答していることから、請求期間のうち、平成11年7月1日から平成12年6月20日までの期間及び平成14年7月20日から同年7月31日までの期間については勤務を確認することができない。

また、A社の事業主は、一度厚生年金保険の適用事業所でなくなったが、その際の正社員は複数人いた旨陳述しているものの、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に厚生年金保険の被保険者であった者は一人であることが確認できることから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社の事業主は、請求者の請求期間のうち、平成11年7月1日から平成13年3月20日までの期間について、請求者の給与から厚生年金保険料を控除しており、厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年3月分以降、請求者の給与から保険料は控除していない旨回答しているが、請求者から提出された銀行通帳の写しによると、平成12年7月から平成13年6月までの期間について、同社からの給与振込が確認できるものの、厚生年金保険料を

控除していないとする同年3月以降の振込額についても、平成12年7月から平成13年2月までの振込額とほぼ同額であることから、上記給与振込が確認できる期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを認めることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500638号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500168号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和43年4月1日から昭和49年9月1日まで

A社B店に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録がない。厚生年金保険料が控除されている給料支払明細書を提出するので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の代表取締役の回答により、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の代表取締役は、請求期間当時、同社が厚生年金保険の適用事業所であったか、請求者に係る被保険者資格の取得及び喪失の届出を行ったか、並びに保険料の控除及び納付を行ったかについて、確認できる資料がないことから不明である旨陳述している。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社の代表取締役は、請求期間当時の常勤者は、当時の代表取締役の家族3人と請求者の4人であり、家族は国民年金に加入していた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、うち二人は請求期間の全期間、一人及び請求者は請求期間のうち昭和47年4月以降の期間、国民年金保険料を納付していたことが確認できることから判断すると、A社は、請求期間当時、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

さらに、A社の代表取締役は、請求者が提出した給料支払明細書について、自身が作成したが、当該明細書16枚のうち3枚の控除額欄の「厚生年金」欄に記入されている金額については厚生年金保険料かどうか分からないと回答している上、同一欄に記載された事項から、当該金額は国民年金保険料であることがうかがえるところ、オンライン記録により、当該期間は国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。